

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 議事録

日 時：令和2年9月10日（木）13時45分から14時15分まで

場 所：第一庁舎7階大会議室

出席者：

【委員】

猪口 正孝 東京都医師会 副会長

濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授

（太田 智之 みずほ総合研究所 調査本部 首席エコノミスト・本部長代理 欠席）

（大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長 欠席）

（紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士 欠席）

【東京都】

小池都知事、多羅尾副知事、梶原副知事、中嶋政策企画局長、

山手総務局長、小林危機管理監、吉村福祉保健局長、初宿健康危機管理担当局長

（事務局）

ただいまから、新型コロナウイルス感染症対策審議会を開催いたします。

審議会の開会にあたりまして、東京都の小池知事からご挨拶申し上げます。

（小池知事）

それでは、東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところをお二方、濱田先生、猪口先生、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど13時からモニタリング会議を開催いたしまして、専門家の皆様方の分析をいただいで、医療提供体制は、先週とは変わらないけれども、感染状況の方は約2ヶ月ぶりに、最高レベルの赤からオレンジ色へと、一段階下げる評価をいただいたところでございます。

とはいえ、一段階下がったとはいえ、引き続き警戒が必要であるとのコメントもお寄せいただいております。

重症化リスクの高い高齢者への感染防止を徹底するために、高齢者への対策に万全を期すことが重要と考えております。

本日の審議会でございますが、こうした状況を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、都が講じるべき対応等につきまして、専門的な見地から、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

（事務局）

続きまして、猪口会長よりご挨拶を賜ります。

(猪口会長)

今日も皆様お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

濱田先生、本当にどうもありがとうございます。

これまで審議会では専門家として、専門的な見地から、委員の皆様からご意見をいただきながら等は新型コロナウイルス、感染症対策を行って参りました。

審議会からの専門的な意見は、その一助になっていることと思います。

本日もよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、ここでプレスの皆様におかれましてはご退席お願いいたします。

～プレス退席～

(事務局)

それでは早速ですが議事に入らせていただきます。

以降の進行につきましては審議会会長である猪口様にお願いいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

(猪口会長)

それでは会議次第に従い沿って、議事を進めさせていただきます。

議事は、新型コロナウイルス感染症対策条例の改正について、営業時間の短縮について、そして都外への外出自粛についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局からご説明いたします。

お手元の資料「感染状況・医療提供体制の分析」をご覧ください。

感染状況ですが総括コメントは、「感染の再拡大に警戒が必要であると思われる」です。「新規陽性者数の減少速度はまだ緩やかである。感染者数が再び増加することへの警戒が必要である」となっております。

医療提供体制につきましては、総括コメントとして「体制強化が必要であると思われる」です。「医療機関への負担は長期化している状況に変わりはない。重症患者数の今後の推移に警戒が必要である」となっております。

個別のコメントにつきましては、次のページ以降、専門家によるモニタリングのコメント意見をご参照ください。

次に、新型コロナウイルス感染症対策条例案についてでございます。

ページをめくりいただきまして、条例の改正案がついてございます。

まず、現行規定と改正理由でございます。

現行規定は4月7日に制定した後、7月30日に改正し、ガイドラインの遵守、ステッカーの掲示などを努力義務化しております。

今回の改正は今後の感染の再拡大を見据え、新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めるため、都、都民及び事業者のそれぞれの具体的責務を明確化するために行うものでございます。

次ページをおめくりください。

「条例改正のポイント①」でございます。

まず、都としての責務・取組を明記してございます。

検査体制の整備、医療提供体制の確保、療養環境の整備、情報の提供などでございます。

次ページの「条例改正のポイント②」をご覧ください。

都民は、知事や保健所を設置する区市町村の求めに応じて必要な検査を受けるように努めること。

患者等は、入院、宿泊療養施設への入所または自宅療養を行うとともに、外出しないように努めること、患者等・事業者は必要な調査に協力するように努めること、などを定めてございます。

次に営業時間の短縮の要請についてでございます。

8月上旬をピークに減少傾向にあり、お盆明け以降も継続して減少しております。こうした状況を踏まえ、都としては、一定の抑制効果があったと考えております。

感染拡大防止と経済社会活動の両立を図るため、経営、営業時間短縮の要請を終了したいと考えてございます。

最後に都外への外出自粛についてでございます。

これまで「都外への旅行、遠くへの外出を控えて」と要請してきました。

現在の状況は感染拡大を警戒する必要があるものの、新規陽性者数は減少傾向でございます。

全国の感染症数が減少するとともに、東京においても減少傾向にあることから、都外への外出自粛要請は終了したいと考えてございます。

なお、三つの議事のうち、条例改正につきましては本日よりパブリックコメントを開始いたしますので、内容の適否ではなく審議会からのご意見を頂戴するというようお願いしたいと考えてございます。

説明は以上です。ご意見につきましてよろしくお願いたします。

(猪口会長)

ご説明どうもありがとうございました。

それでは事務局からの説明を参考にして、ご発言をいただきたいと思います。と言っても、濱田先生しかいらっしゃらないのですが、濱田先生よろしくお願いします。

(濱田委員)

東京医大病院の濱田でございます。

私の方から意見を述べさせていただきます。もうすでにモニタリング会議の資料で十分にお話を聞かれていらっしゃると思いますけど、今回感染状況が赤からオレンジに一段階下がったということもございますが、マクロ的に見て、東京都内の流行は、ある程度落ち着いてきているということがいえるのではないかと思います。

ただ、まだ高齢者の方の重症化であるとか、或いは、会食を介する感染等もございまして、十分に注意が必要であるとともに、寒い季節になると第3波が来るということはもう十分に言われております。

事実、すでにヨーロッパでは、今、かなり再燃をしております。フランス、スペイン、ドイツですが、かなりの数の感染者が出ている状況でございます。そういうことを考えますと、やはり油断はできないと。ただ、今の東京都の状況を鑑みた場合、そろそろ、今まで行われていた、いろいろな措置を解除する方向にもっていてもいいのではないかと。

具体的に言いますと、例えば飲食業の夜間の時短営業ですね。これを解除してもよろしいのではないかと思います。ただし、店側は十分に感染予防対策をとる。それから、そこを訪れるお客さんも、もうかなり有名になりましたけどもステッカーの貼ってあるお店を選ぶ。そういうことを心がけていただくことで、時短営業は終了してもよろしいのではないかと思います。

それともう一つ、都民の都外への移動といいますか外出自粛でございます。これにつきましても、もうそろそろ解除してもいいのではないかと。ただし、外出先で注意していただくことはございます。マスクをすとか、手指の消毒をすとかですね。それから、症状・具合の悪い方はできるだけ、都外だけでなく、都内でもそうですけど、外出を自粛していただく。そういう注意をしながら、いろいろな措置を解除していけばよろしいのではないかと思っております。

それとともに、今後、第3波と言われる、流行が起こる可能性がかなり高いのではないかと予想されるわけです。そのためには、条例を改正することによって、都が中心になって、いろいろな対策がとれる体制というものを、もう一度整備し直したほうがよろしいのではないかと思います。

現在、感染症法で指定感染症というくくりがございまして、知事の権限でいろいろな対応ができることはできるわけです。その実効性をもう少し高める意味におきましては、条例を改正することによって、新型コロナ対策が、もう少し効率的に、全域に広がるような形で行えればよろしいのではないかと考えます。つきましては、この条例改正に関しましても私は賛成いたします。以上でございます。

(猪口会長)

どうもありがとうございました。

大曲先生、太田先生、紙子先生がご欠席なんですけども事前にご意見を聴取しております。事務局からご案内していただきますようお願いいたします。

(事務局)

太田委員、大曲委員及び紙子委員からのご意見について、ご報告いたします。

まず太田委員でございます。

条例改正につきましては、感染抑制には、早期発見のための検査体制整備、早期隔離のための医療提供体制・療養環境整備、早期情報共有のための情報収集体制強化が重要なポイントとなる。今回の条例改正は、これら3つの取組に資するものであり、都・都民・事業者の責務を明確化することで、都のコロナ関連諸施策の実効性を高めることが期待できる。

営業時間の短縮につきましては、終了することが適当と考える。

営業時間の短縮要請については、時間短縮による感染抑制効果もさることながら、都民・事業者に感染防止のための適切な行動を促す狙いがあると理解している。その点については、新規陽性者数の減少が示す通り、一定の効果はあったとみられる。一方、営業時間短縮要請自体、本来は行動変容が実現するまでの時限的な措置であり、持続的な施策ではない。今回、感染拡大が一服し、新たな日常へと歩を進めるのを機に、営業時間短縮要請を終了することは適切な判断と思われる。

もちろん、新規陽性者数が増加に転じるなど、感染状況が悪化した場合は再び短縮要請を導入することを躊躇すべきではない。終了を通知する際は、政策ツールの選択肢として残っていることを都民・事業者適切に伝え、引き続き適切な感染拡大防止の取組を促すことが重要である。安易な緩和との誤ったメッセージを与えないよう、コミュニケーションには最大限留意すべきと考える。

都外への外出自粛については、終了することが適当と考える。

感染拡大が一服しつつあり、新たな日常への移行を促す意味で外出自粛要請は、ひとまず終了すべきと考える。外出自粛要請が長期化し、そもそも実効性自体が低下していた点も適当と判断する一因である。感染拡大防止策の徹底を前提として、GOTOトラベルキャンペーンの適用も視野に経済回復への道筋を探ることが、都の中小事業者の方々にとっても重要だと考える、との意見でございます。

続きまして大曲委員でございます。

新型コロナウイルス感染症対策条例の改正については、都の対策の実効性を高めるには、都民・事業主の努力義務とはいえ、都が都民・事業主に対策の要請をできる根拠が必要

と考えており、賛成である。

営業時間の短縮については、大変難しいが、第一波での反省を踏まえれば、再燃のリスクは下げるにはもうしばらく継続が必要と考える。もし終了する場合には、モニタリングの結果患者数の再増加の兆しがあれば、すぐに営業時間の短縮を元に戻すことを併せて行う必要がある。

都外への外出リスクについては、都から他府県への人の移動は、他府県でのクラスター発生のリスクを高めることになる。現状ではまだ新規感染患者数が多く、第一波での反省を踏まえれば、再燃のリスクを下げるにはもうしばらく継続が必要と考える、とのご意見でございます。

最後に紙子委員でございます。

条例改正につきまして、「都の責務」に関して、感染症法上は、同法第 64 条に基づき、保健所設置区市の長が都道府県知事に代わって各種の権限を持っているが、都が検査体制や療養環境の整備、医療提供体制を確保する根拠を明確化することは、感染症法及び新型インフルエンザ特別措置法の趣旨に沿っており、必要であると考えます。

なお、「情報の提供等」については、特に必要な改正と考える。現在、全国で詳しい感染者の属性や行動履歴等情報の公表が、感染者や発生場所の施設団体への差別中傷を引き起こしており、それを恐れての検査受け控えも懸念される。東京都の公表基準は全国的に見ても個人情報及びプライバシーという人権に配慮していると考えます。公衆衛生上の必要性から同意を取らなくても公表できるが、人権保護の観点から難しい面がある。

東京の区市町村においては、感染者情報の公表基準がそれぞれ異なっているが、都がたとえば集客施設やイベントで、「まん延防止のために特に必要があると認めるときは」施設名等を公表することができることを定めることは、各区市町村にも参考になると思われる。かつ「目的達成のために、特別区長、保健所設置市長等の協力を求める」として、各区市町村と連携を図ることも適切で、評価されるべきと考えます。

患者、疑似症患者等に関する「都民の責務」については、無症状や軽症の方が療養中に外出をされることが現実であり、感染拡大防止のため、不必要な外出を抑制する必要がある。また、調査への協力義務についても、検査への協力がスムーズに行かない実態があると思われ、必要性があるものと考えます。努力義務とされており、感染症法の同種規定と同趣旨であって、法の範囲内である。根拠規定を定めることは、法令上の根拠を明確化することになり、民主的であり、適切と考えます。

営業時間の短縮につきましては、終了することに賛成する。最近のモニタリング分析では、感染状況のレベルが一段階引き下げられ、感染の再拡大に警戒が必要とされている。感染者数も未だ緩やかだが減少傾向が見られ、感染ルートとしても会食、接待を伴う飲食店からの割合が減ってきている。他方で、飲食店事業者及びその労働者、アルバイト学生等への経済的打撃の緩和は喫緊の課題である。感染状況及び医療提供体制から見て、可能な余地が

あるのであれば、可及的に、感染予防対策を採った新しい営業様式の上で通常時間の営業に戻すことが望ましい。

都外への外出自粛につきましては、地方の医療提供体制への配慮や、旅行でも会食上の注意、会話の際のマスク着用と感染防止対策をとった様式を呼びかけることを前提にすれば、都外への旅行・遠方へ外出自粛要請を終了させてもよいと考える。

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の指標、都のモニタリング分析に照らし、現在、「ハンマーとダンス」の「ダンス」の段階と捉えることが可能なのであれば、社会経済、特に観光業や運輸等のダメージを少しでも回復させる方がよい。人権の視点からも、移動の自由は、精神的自由を支える自由であり、感染予防策をとる行動様式での旅行・移動であれば、心の平穏や活力をもたらす有効性も高い。ただし高齢者、基礎疾患のある方等、重症化リスクの高い世代は、十分気をつけていただかねばならず、家庭内からの感染ルートが多いこともあわせて啓発していく必要がある、との意見でございます。

以上でございます。

(猪口会長)

どうもありがとうございました。

濱田委員は今のお三方の意見を聞いて、ご意見ございますか。

(濱田委員)

大曲先生は、かなり慎重なご意見を述べられておるわけですが、こういったご意見も尊重しながら、もし再び増加がある場合には、時短営業であるとか外出自粛というものをかけるということを前提に、今回解除してもそろそろいいのかなと私は思っております。

(猪口会長)

どうもありがとうございました。

私の方からもですね、感染状況がオレンジのところまで収まってきたのは、もうぎりぎりの状況、ぎりぎりの均衡状態を保って、何と何が均衡しているかっていうと、感染力と、それから時短だとか、こういう外出制限だとかいろんな様々な自粛というもののバランスによってぎりぎり下がってきていると思うんです。

今度、その条例を作ることに言いますと、我々がコロナと戦ってきた東京都が作戦、戦略を立てて戦ってきた戦い方を、より効率的にやっていくというためには、東京都の戦略は、やっぱり区市町村に徹底されるべきですし、そして統一した意識のもとで動くということは何としても大事だと思います。

そして、都民の方たちがその戦略、いろいろな戦略を考えたものに対して、理解してですね、それに自主的に協力していただく。

これは、すべてが努力義務の中に入っておりますけれども、でも、東京都がそれを鮮明に出すことによって、意識が統一できるのではないかなと思いますので、この条例を出すということは、私は賛成であるし、いいことであろうと思っております。

その時短に関して言うと、今の状況からすれば、今、外すタイミングとしては、経済状況とも考えるといいタイミングだろうと思います。

ただ、先ほども言いましたけれども、均衡の上にやっところまでたどり着いていますので、外した分、何か外した分の均衡を取る新しい手だてが必要だろうと思っています。

例えば、感染者の出た会食、先ほどのモニタリング会議でも言いましたけれども、そのお店全体をPCRで検査するとかってというのは、保健所ごとに全部違うんですね。だから、有症状者のPCRをやる、それから濃厚接触者のPCR、ここまでは確実にやっている。そのあとのハイリスクの考え方があまりにもまちまちで、ですから漏れが非常に出る。このハイリスクの網を広げて、しっかりと徹底してやるというのが、この自粛を解除したのに対する新たな作戦だと僕は思います。

これをぜひ条例の制定とともにですね、徹底してやっていただければいいかなと思います。

都外に対する移動の自粛に関してはですね、同様な作戦を一緒にやっていくべきだろうと思います。

日本全国で、新型コロナに対する文化の発達の仕方が全然いろいろ違っていて、東京は、私の感触としては、一番コロナ対策が進んでいる都市だろうと。それは感染の数も多いですし、そういう文化を育ててきたのだと思っています。

地方に行きますと、感染した人たちに対する、その偏見だとか、中傷誹謗みたいなものがまだまだありますが、東京はそれを乗り越えてきました。こういったものがですね、東京のために、東京も都民の自粛を緩和するというのを、それは気分的にもものすごくいいことではあるんですが、何か、東京の今まで育んできた文化をですね、地方にもわかってもらいたいなっていう気持ちもあります。ぜひ、我々のいいところを知ってもらうためにも、都外移動というのは、今、解除していいタイミングなのではないかと私は思います。

以上で、各委員の意見を踏まえた上で、ちょっと発言をさせていただきましたが、この審議会の意見としましては、営業の短縮、それから都外への外出自粛については、適当であるということよろしいでしょうか、濱田委員。

(濱田委員 頷く)

(猪口会長)

それから、条例改正については、今回、都が条例を最終的に作り込んでいくという中で、私を含めて5人の委員から意見が出ましたので、ご考慮いただいて、作り込んでいただければと考えております。

今日の審議会は、こうした意見を述べさせていただきましたということによろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様ありがとうございました。

最後に知事から一言お願いいたします。

(小池知事)

本日も専門的な見地からの大変貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

また客観的に何をすべきなのか。そしてこれからの課題についても、今も触れていただきました。ご欠席の先生方からのお言葉もですね、しっかり噛み締めながら、また、しっかり受けとめながら総合的に判断をさせていただきます。

またこの難局を早期に乗り越えていくためにも、委員の皆様方にはこれまでも大変なご協力いただいて参りました。またこれからもですね、ハンマー&ダンスということで、またハンマーが出てこないようにですね、いろいろな工夫もしながら、また次のインフルエンザにも備えるということからも、引き続きのご協力をよろしくお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

これにて新型コロナウイルス感染症対策審議会を閉会いたします。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

(以上)